平成２４年（フ）第３２３号
金沢市小金町16番15号　シャンブルコガネ303号室、従前の住所金沢市千木町ル32番地４、従前々の住所金沢市千木町ワ21番地、従前々々の住所石川県河北郡津幡町字五反田イ83番地１
破産者　津田　吉輝（旧姓多田）
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６４１号
京都市伏見区久我東町５番地96
破産者　神崎　裕之
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県たつの市御津町中島886番地72
破産者　久保　和範
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２１８号
和歌山市大垣内472番２　株式会社吉川組内、住民票上の住所和歌山市大垣内767番地
破産者　吉川　勝也
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２５号
和歌山県岩出市西国分163番地の24
破産者　長寿庵こと　和田　芳弘
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５号
和歌山市東釘貫丁３丁目40番地　第２ミヤタマンション401
破産者　土山　マリ
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
和歌山市手平４丁目２番10号、開始決定時の住所和歌山市善明寺239番地の12
破産者　山本　秀行
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９７号
和歌山県岩出市野上野309番地の22
破産者　中島　建司
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
広島県安芸高田市甲田町下小原2125番地
破産者　中山　佳恵
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１０９号
山口県下関市富任町６丁目18番18号　下関病院、住民票上の住所山口県下関市彦島西山町３丁目24番14号
破産者　名越商店こと　名越　靖弘
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
熊本県宇土市住吉町2466番地
破産者　前國一二三
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
熊本県山鹿市山鹿730番地
破産者　井上　正昭
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
青森市浪岡大字大釈迦字沢田53番地４
破産者　猪股　基晃
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１５２５号
福岡県古賀市千鳥６丁目４番１号、前住所福岡市博多区吉塚１丁目18番15―301号
破産者　高橋　　修
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６１号
福岡市博多区住吉４丁目17番20―207号、前住所福岡市東区箱崎５丁目11番２―305号
破産者　高木　輝明
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０２号
福岡市東区若宮２丁目24番35―201号
破産者　藤木　光徳
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２４号
福岡市早良区飯倉４丁目27番14―101号
破産者　永野　陽子
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原498番地７第一センタービル303号
破産者　関　　幸子
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１９号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―526号
破産者　橋本　武美
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部